

共同実施だより

第37号 平成25年6月 日
第1支部学校事務共同実施 担当:美和中学校区

平成25年度の共同実施

第1支部では、

『1ランク上の実務と学校経営への取組』
—事務職員・事務員の育成及び事務室経営の強化—

います。

一人や一校ではできないこともまとまって行うことで、よりよい考え方や行動ができ、また知識を伝え合うことができます。職員の非常勤化が進んでいるこの頃ですが、各校の事務室経営ひいては学校経営に貢献できるよう、今年度も取り組んでいきたいと思ひます。

今年度は、新「預かり金会計ソフト」(金太郎と言ひます)が導入されました。共同実施で支援し、事務室で協力して、新システムの定着に向けて取り組んでひます。

清水地区を含む市内統一システムになったことで、教職員にとつても、よりわかりやすい会計処理になります。次年度は、必要なデータを取り込んで、予算計画ができるので、効率化にもつながります。



第1支部にはどんな学校があつて規模(学級数)はどれくらい??

籠上中		末広中			美和中			安倍川中	
16		15			10			9	
井宮	井宮北	番町	新通	安西	安倍口	美和	足久保	駒形	田町
20	17	16	14	12	12	6	11	7	11

第1支部は4中学校区10小学校からなる大家族です。

特別休暇制度の改正について(平成25年4月1日施行)

1 看護休暇・短期介護休暇・介護休暇

①取得対象となる範囲の拡大

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">配偶者、父母、子、配偶者の父母職員と同居している祖父母、孫及び兄弟姉妹職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子生計を一にする親族	<ul style="list-style-type: none">配偶者、父母、子、配偶者の父母職員と同居している祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子生計を一にする親族

②「同居」の定義の拡大

ア 従前からの定義

・「同居」とは職員と看護・介護対象者とが住居を同じくすることをいい、職員が看護・介護対象者の居住する住宅に泊まり込む場合を含む。

・単に扶養関係があるのみでは同居に当たらない。

イ 今回拡大する考え方

・いわゆる2世帯住宅及びマンション・アパートの隣室については、隔壁に扉を設置すること等により、玄関から外に出ることなく、建物内部で互いに行き来ができる構造の場合に限り同居として扱う。



2 家族休暇

①知識・教養活動の運用の見直し

区分	改正前	改正後
文化・教養施設	図書館、美術館、博物館の利用のほか、職務、県施策に関連のある文化・教養活動に参加する場合	職務に関連して 図書館、美術館、博物館を利用する場合

②学校行事等の要件拡大



メニュー	拡大内容
学校行事 (高校生まで)	感染症や風水害等による学級閉鎖、休校時の子等の世話
	運動会等の代休日、富士山の日その他学校等の休業日（長期休業を除く。）の子等の世話
	P T A役員又は会員として行うP T A活動
	入学前の学校等の見学（体験入学）の付き添い
	学校等の入学試験の付き添い（親子面接を含む。）
	部活動の対外試合、大会、コンクール等の参観（生徒引率補助を含む。）
放課後児童クラブの運営補助、行事参加	
長期勤続	育児休業中に取得対象となった場合、復職した翌年に取得
知識・教養活動	国家資格、公的資格、語学、情報処理関係資格の受験、対策講座の受講 ※職員のキャリアプランの実現、退職後のライフプランづくりに資するものに限る。

③その他

家族休暇制度の適正な運用のため、休暇の請求に当たり、特別休暇等承認申請簿等に、取得申請理由を「理由」欄に記入するとともに、利用施設、研修会、行事等の名称、時間等を「備考」欄に記入する。

用務員さんによる共同実施

5月10日、用務員さんによる共同実施が行われ、美和小学校の環境整備に取り組みました。

当日は天気にも恵まれ、総勢13名の用務員さんが参加し、校舎とプールの間にある大きな木3本と入口付近にある木1本を1日かけてきれいに伐採しました。

伐採した枝は、その場で切ってまとめられ、トラック2台分にもなりました。美和小では「空が広がったね。」と、子どもたちは大喜びでした。



1日おつかれさまでした。



用務員さんの力が集まるとこんなにすごいことができるんだね。